

## 耐震化支援対象となる住宅の条件

支援制度	住宅の種類、工法	建築年	床面積
<b>1</b> 木造住宅の無料耐震診断	町内にある在来軸組工法の木造住宅(注1)	昭和56年5月31日以前の着工	延べ床面積250㎡以下、2階建て以下
<b>2</b> 住宅精密耐震診断費補助	町内にある一戸建て住宅(非木造住宅も対象)	建築年問わず	床面積の制限なし(注2)
<b>3</b> 木造住宅の耐震改修工事費補助(注3)	町内にある在来軸組工法の木造住宅(注1)	昭和56年5月31日以前の着工	床面積の制限なし(注2)

- 注1** 木造以外の構造が混在している住宅、昭和56年5月31日以降に増築された住宅や特殊な工法の住宅などは、対象外になることがあります。
- 注2** 店舗などの用途を兼ねる場合は、その部分が延べ床面積の2分の1未満のもの。
- 注3** 町が実施する耐震診断、または、それと同等以上の効力を有する耐震診断で、診断結果が1.0未満のものに限ります。



## 5月29日(金)から受付開始 住宅の耐震化を支援します

おまじゅく建設課都市計画係 ☎34・20085

町では住宅の耐震化を促進するため、耐震診断や耐震改修工事の支援をしています。詳細は町ホームページをご確認ください。



### 1 木造住宅の無料耐震診断

**対象となる住宅** 表参照  
**対象者** 対象となる住宅の所有者など  
**支援内容** 町が委託する耐震診断員を派遣して診断を実施します。  
**費用** 無料  
**募集件数** 10件(抽選)

### 2 住宅精密耐震診断費補助

**対象となる住宅** 表参照  
**対象者** 対象となる住宅の所有者など  
**補助金の額** 耐震診断費の3分の2の額(1000円未満は切り捨て)  
※補助金の上限額は8万6000円  
**募集件数** 2件(抽選)

### 3 木造住宅の耐震改修工事費補助

**対象となる住宅** 表参照  
**対象者** 対象となる住宅の所有者など  
**補助金の額** 上限100万円または耐震改修工事費に5分の4を乗じた額のいずれか低い方の額  
**対象となる条件** 耐震改修工事で、耐震診断結果が1・0未満と診断された住宅を1・0以上とする耐震改修工事、または0・7未満と診断された住宅を0・7以上とする耐震改修工事  
**募集件数** 4件(抽選)

### 4 ブロック塀などの撤去・改修費補助

**対象となるもの** 対象となる道路に面する、安全性が確認できないブロック塀の撤去工事と、それに伴う軽量フェンスなどの設置  
**補助金の額** ブロック塀などの撤去、

### 5 吹付けアスベスト等分析調査事業補助

**対象となるもの** 町内にある建築物で吹付けアスベストなどが施行されている可能性のある建築物の分析調査  
**補助金の額** 上限25万円(1棟あたり1000円未満は切り捨て)  
**募集件数** 1件(抽選)

### 申込方法

所定の申請用紙に必要事項を記入し、契約前に必要書類を添えてまちづくり建設課へお持ちください。なお、募集件数に達しない場合は抽選日以降随時受け付けます。その際、令和3年1月29日(金)までに工事を終え書類手続きを完了するものとします。

**抽選応募期間** 5月29日(金)～6月19日(金)(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)

**抽選日時** 6月22日(月)午前10時

**場所** 町役場301会議室

※抽選の場合はこちらでご連絡します。

国民年金からのお知らせ

こんなときは届出が必要です

国民年金課 国保医療・年金係 ☎ 34・2097  
 桜井年金事務所 ☎ 42・0033

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。

届出は加入するときだけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。もし、届出をしなかった場合、年金額が少なくなったり受け取れなかったりする場合がありますので、必ず届出をしましょう。

国民年金の加入種別

●第1号被保険者

自営業の人やその配偶者、学生、フリーターなどが対象となり、第1号被保険者への加入や種別変更の手続きは、町住民保険課か桜井年金事務所の窓口で行います。

●第2号被保険者

会社員や公務員など、厚生年金保険に加入している人が対象になります。届出は、会社や官公庁など勤務先が行います。

●第3号被保険者

国民年金の第2号被保険者に扶養されている配偶者が対象になります。届出は配偶者の勤務先を通じて行います。

20歳以上60歳未満の人はこんなときに届出が必要です

届出が必要なとき	異動の内容	持参するもの
20歳になったとき (厚生年金保険加入者、国民年金第3号被保険者を除く)	第1号被保険者となります。	・印鑑 ・個人番号がわかるもの ・本人確認できるもの
退職したとき (厚生年金保険加入者の場合)	第2号被保険者から第1号被保険者になります。(第3号被保険者に該当する場合を除く)	・印鑑 ・年金手帳 ・資格喪失日(扶養から外れた日)の分かる書類(※) ・個人番号がわかるもの ・本人確認できるもの
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金保険の資格を喪失したとき、配偶者の扶養から外れたとき	第3号被保険者から第1号被保険者になります。	

※社会保険厚生年金保険資格喪失証明書・離職票など

未来につながる安心・安全  
 ジェネリック医薬品の使用を  
 進めましょう

国民年金課 国保医療・年金係 ☎ 34・2097

ジェネリック医薬品とは

新薬(先発医薬品)と同じ有効成分が含まれていて、同等の効き目を発揮する薬です。先発医薬品より開発費用が抑えられるため、価格が安く設定されており、薬局などの窓口での支払い負担が少なくなります。  
**医療保険制度維持のために一人ひとりができること**

ジェネリック医薬品を使用することで、一人ひとりの医療費の軽減に

つながり、医療保険制度を次の世代に引き継ぐことにも貢献します。可能な限りジェネリック医薬品の使用を進めましょう。

**ジェネリック医薬品への切り替えはどうすればいいの?**

医師や薬剤師へジェネリック医薬品を希望することを伝えましょう。

おくすり手帳や保険証に貼り付けられるジェネリック医薬品希望シールなどを活用しましょう。

ジェネリック医薬品希望シール



保険証やお薬手帳などの余白部分に貼ってお使いください。

シールの使用例



印刷された文字に重ならないように貼り付けてください。



## 後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ 人間ドック・脳ドックの費用を 助成します

住民保険課福祉・高齢医療係 ☎ 34・20995 / ☎ 34・20996

人間ドックや、脳ドックを受診する  
場合に、その費用の一部を助成し  
ます。

助成額（年度にそれぞれ1回のみ）  
人間ドック：2万円（上限）  
脳ドック：2万1000円（上限）

### 助成を受けることができる人

人間ドック：①～⑤の条件を満たす人  
脳ドック：①～③の条件を満たす人  
① 申請日時時点で、被保険者の資格が  
あること

② 後期高齢者医療保険料を完納して  
いる世帯の被保険者であること

③ 受診する年度（令和元年4月～令  
和3年3月末）において健康診査  
を受診していないこと

④ 人間ドックの検査結果を健康診  
査・保健指導に利用することに同  
意し、提出すること

⑤ 特定保健指導の対象となった場合  
は、指導を受けること

### 申請方法

助成を受けるためにはドック受診  
前に申請が必要です。医療機関に予  
約のうえ、住民保険課福祉・高齢医  
療係の窓口へ申請にお越しください。

### 申請に必要なもの

- 被保険者証
- 個人番号が分かるもの（マイナン  
バーカードなど）
- 印鑑

### 行政施策のための基礎資料

## 工業統計調査にご協力をお願いします

企画財政課統計分析係 ☎ 34-2083

工業統計調査は、我が国  
における工業の実態を明ら  
かにすることを目的とする  
政府の重要な調査で、統計  
法に基づく報告義務のある  
基幹統計調査です。

調査の結果は、中小企業  
施策や地域振興など、国及び地域行政施策のための  
基礎資料として利活用されます。調査の趣旨・必要  
性をご理解いただき、ご協力をお願いします。

**対象** 従業員4人以上の全ての製造事業所

**調査期日** 6月1日

### 調査内容の秘密の厳守

調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目  
的以外（税の資料など）に使用することはございま  
せん。



### よりスムーズに利用できるようになりました

## タワラモトタクシー利用 券を母子健康手帳と同時に 交付しています

企画財政課政策企画係 ☎ 34-2083

妊婦さんが母子健康手帳を  
受け取る時に、タワラモト  
タクシー利用券も受け取れる  
ようになりました

従来は、担当課での申請が  
必要でしたが、町役場1階子  
育て世代包括支援センター及  
び保健センターでも母子健康手帳とともに申請できます。

また、4月から妊婦さんがタワラモトタクシー利用  
券を利用する場合は、タクシー営業時間内であればいつ  
でも利用可能となっています。ぜひご活用ください。

利用の対象となるのは、出産予定で、  
母子健康手帳の交付を受ける人です。  
手続きなど詳しくは、町ホームページを  
ご覧ください。





公文書の開示請求・申出の運用状況 (表 1)

	件数	実施機関	決定内容			
			開示	部分開示	非開示	却下
開示請求	11	町長部局	4	6	0	1
	3	教育委員会	0	3	0	0
	0	議会	0	0	0	0
申出	3	町長部局	2	0	1	0
	1	教育委員会	0	1	0	0
	1	選挙管理委員会	0	1	0	0
	0	議会	0	0	0	0
合計	19		6	11	1	1

※決定に対する審査請求はありませんでした。

個人情報取扱事務の届出状況 (表 2)

実施機関	件数
○町長部局	321
町長公室	20
総務部	42
住民福祉部	150
産業建設部	64
上下水道部	43
会計課	2
○教育委員会	62
○選挙管理委員会	9
○公平委員会	3
○監査委員	2
○農業委員会	7
○固定資産評価審査委員会	2
○議会	3
合計	409

## 情報公開・個人情報保護制度 令和元年度の運用状況を公開します

総務課法務文書係 ☎ 34・2073

町では、情報公開制度と個人情報保護制度を実施しています。これらの制度の令和元年度の運用状況がまとまりましたのでお知らせします。

### 情報公開制度の運用状況

情報公開制度は、町民の皆さんの町政への参加と開かれた町政を推進するために、町が保有している行政情報（公文書）の開示を請求できる

権利を保障するものです。（表1）

### 個人情報保護制度の運用状況

個人情報保護制度は、町が保有する個人情報を守るとともに、皆さんの自己情報について開示や訂正など、個人の権利利益を保護するものです。

令和元年度は個人情報の開示請求及び個人情報の訂正・削除・利用な

### 個人情報取扱事務の届出状況

個人情報保護制度を実施する町の機関（実施機関）が個人情報を取り扱う事務を行う場合は、その目的、対象者の範囲、記録項目、収集先などを明らかにし、町長へ届け出なければなりません。（表2）

### 総合公開窓口の利用案内

町役場2階の総合公開窓口では、情報公開・個人情報保護制度に関する相談や開示請求の受付などを行っています。また、町政に関する資料が自由に閲覧できます。

どの中止の請求はありませんでした。

## 自分たちの町は自分たちで守る

# 田原本町消防団の役員を紹介します

防災課安全防災係 ☎ 34-2059



6つの分団で組織されている田原本町消防団は「自分たちの町は自分たちで守る」という精神のもと、火災や災害発生時に出勤し、日ごろから防災啓発活動を行っています。4月1日現在の役員は右記のとおりです。

## 消防団役員の紹介

団長	今西和夫さん
副団長	鎌田 貢さん
副団長	澤井 実さん
第1分団長	森田孝浩さん
第2分団長	浅井宗一さん
第3分団長	中垣英樹さん
第5分団長	森田保男さん
第6分団長	増田克巳さん
第7分団長	谷口 亨さん

